

総価契約単価合意方式について

平成22年3月

国土交通省 四国地方整備局

建設業者の生産性の向上について

入札契約
段階

適正価格での契約の推進

- ①総合評価方式
地域への貢献や地域の精通度の評価を向上（地元優良企業の評価向上）
- ②ダンピング対策
国：低入札調査基準価格を上回る応札者でも、施工体制が確保されるか厳格に確認し、**工事の品質が確保されないような価格での受注を排除。**
地方：**低入札調査基準価格の見直しを促進**（現在、64都道府県・政令市中40自治体が未対応）
低入札調査の実施手法に関するガイドラインを作成し、**低入札調査の実効性を向上**
- ③不調・不落対策
見積もり活用型積算方式の活用により、**実勢価格を予定価格により一層反映**

施
工
中

生産性悪化要因の排除

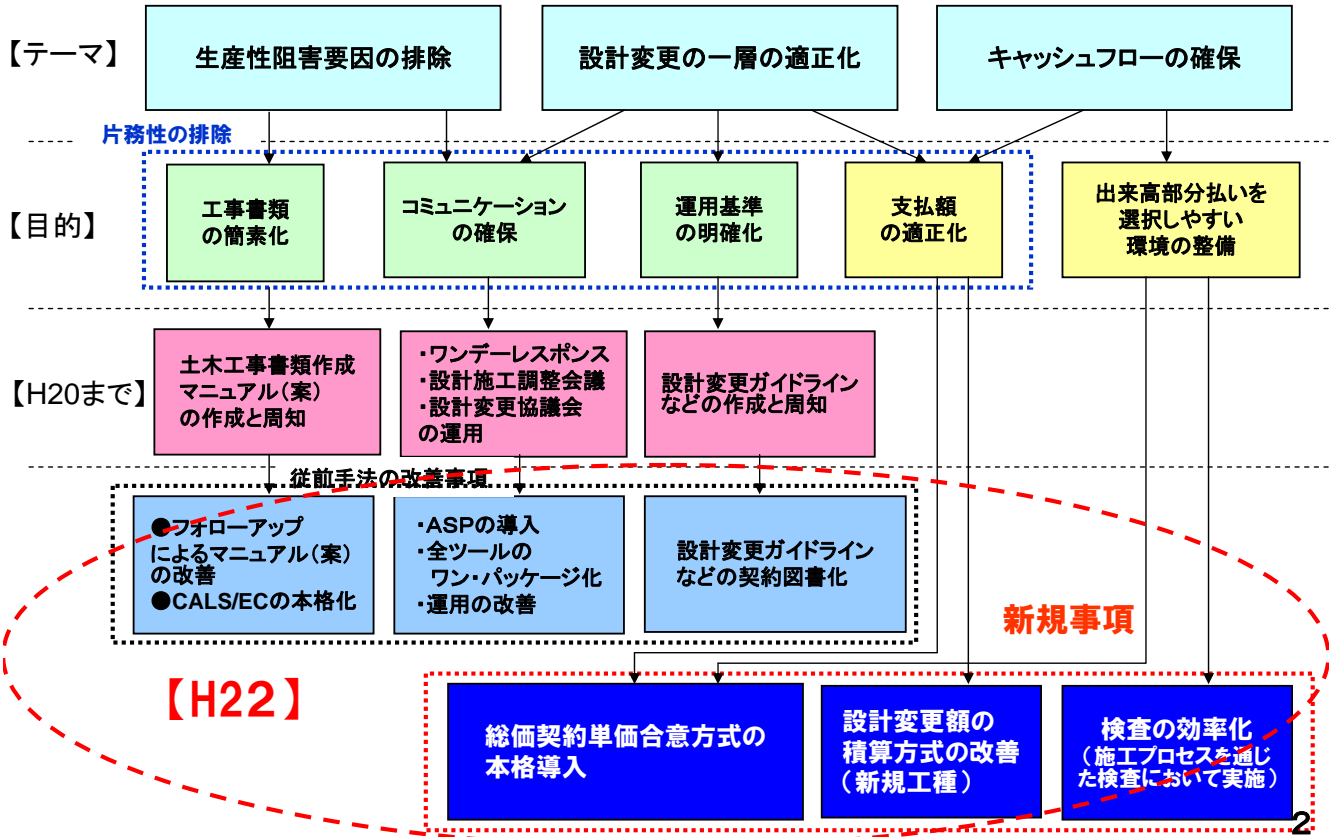
- ①ワンデーレスポンス
施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」を拡大し、**工期を短縮化**
- ②設計施工調整会議（三者会議）
発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」で情報共有を促進し、**工事の手戻りを防止**
- ③工事関係書類の簡素化
電子媒体・紙媒体の二重提出の防止の徹底等により、**受注者側事務の増加を防止**

精算段階

追加費用の適正な支払いの徹底

- ①契約変更の円滑化
・設計変更ガイドライン等を周知徹底し、**契約変更の対象となる事案を明確化**
・受発注者間で「**設計変更協議会**」を開催し、**契約変更の透明性・効率性を向上**
・間接工事費見積り活用変更方式により、**安全費等を契約変更の対象に拡大**

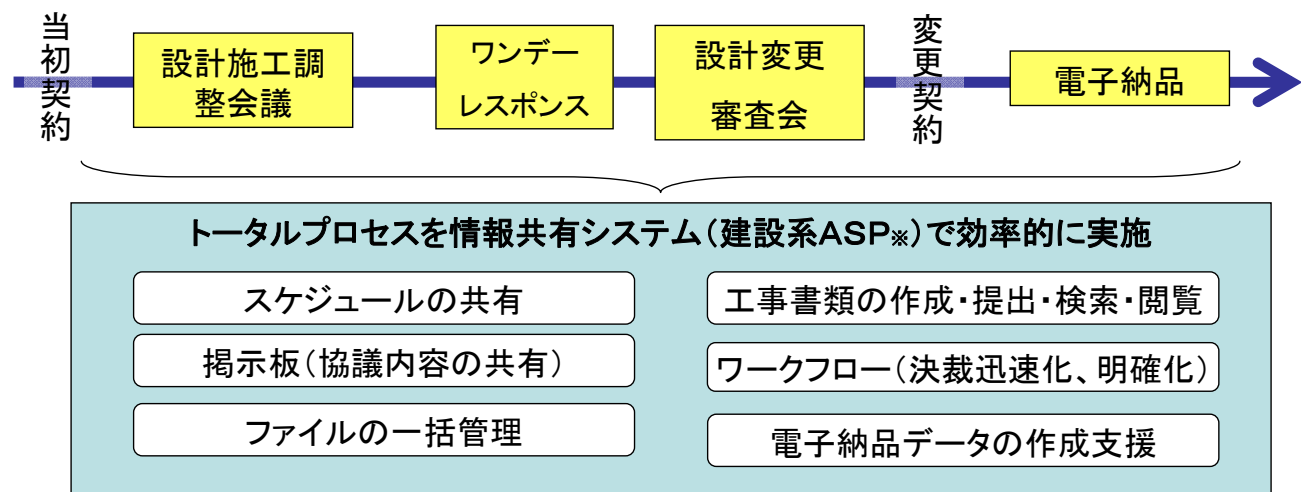
施工プロセスの適正化に向けた取り組みの位置づけ(全体)



公共工事総合プロセス支援システム(案)

発注者と受注者のコミュニケーション向上施策を

建設業の生産性効率化につなげるための総合的な取組

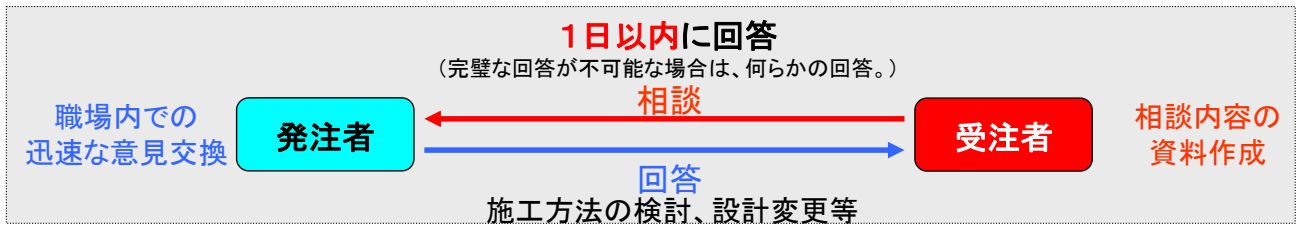


- ・工事書類のやりとりの効率化
- ・意思決定過程の明確化
- ・電子納品の編集の円滑化
- ・新しい現場関係の再構築

※ アプリケーション・サービス・プロバイダ

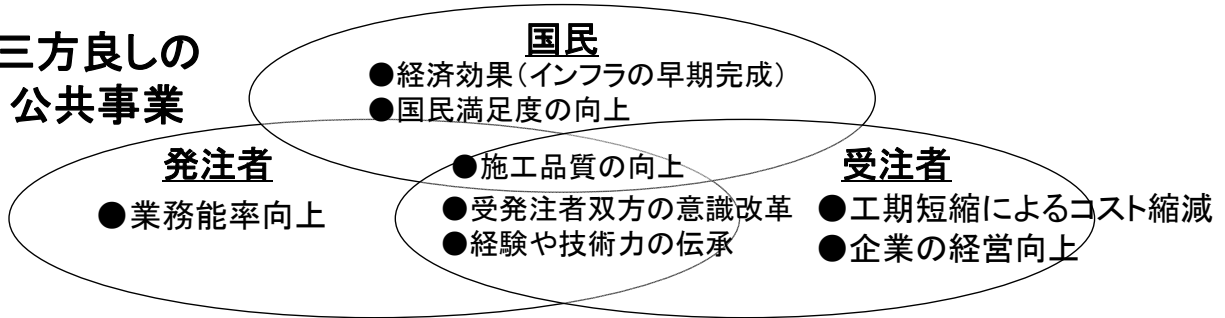
公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

◆ワンデーレスポンス(円滑な意思疎通)



- 問題認識の明確化(工期が1日延びる損失を相互に認識)
- 発注者と受注者の情報共有(連携強化)

三方良しの公共事業



- 【平成18年度】北海道で15件の試行工事を実施
- 【平成19年度】全国の直轄工事で約2,500件以上で実施、フォローアップ
- 【平成20年度】フォローアップ結果を踏まえさらに対象工事を拡大(約4,000件程度)
- 【平成21年度】全直轄工事で実施予定

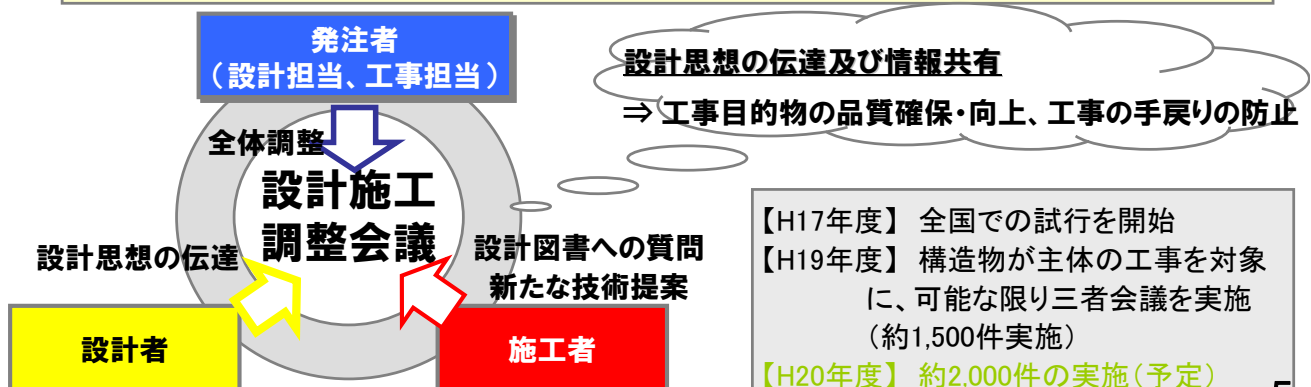
◆設計施工調整会議(設計思想の共有化)

1. 設計施工調整会議(三者会議)の目的

◆工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

2. 設計施工調整会議(三者会議)による品質確保・向上の概要

- ◆設計施工調整会議は、施工者が設計図書を照査した後に、施工計画書の作成前に開催するものとし、発注者(設計担当、工事担当)、設計者(管理技術者等)、施工者(現場代理人等)が出席する。
- ◆会議では、発注者(設計担当)・設計者から設計思想や施工上の留意事項等を説明するとともに、施工者から設計図書に対する質問や現場条件に適した技術提案などを受ける。
- ◆原則として構造物が主体の工事を対象とする。



- 【H17年度】全国での試行を開始
- 【H19年度】構造物が主体の工事を対象に、可能な限り三者会議を実施(約1,500件実施)
- 【H20年度】約2,000件の実施(予定)

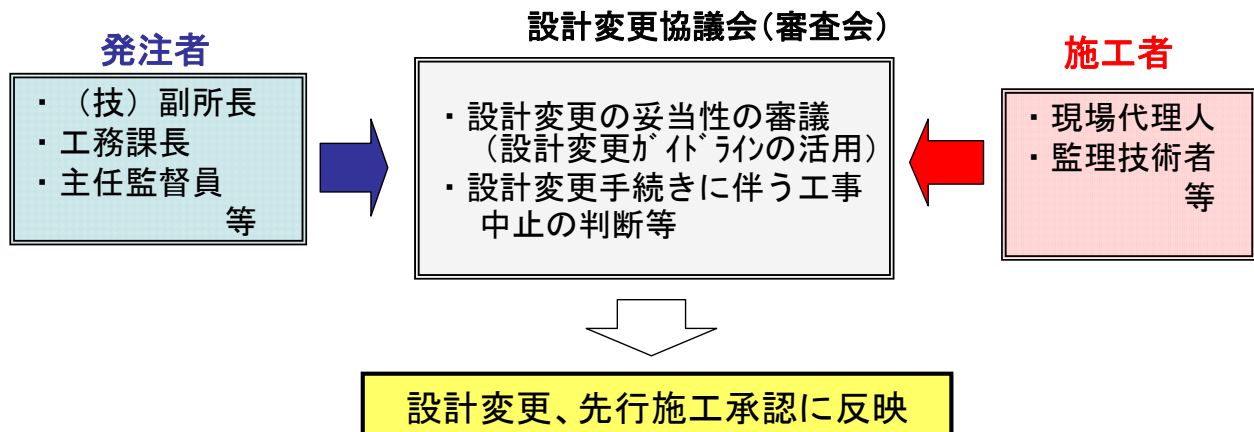
◆設計変更協議会(審査会)(円滑な意思疎通)

【目的】設計変更手続きの透明性と効率化。

【対象】基本的に全ての工事が対象。

【取組状況】

- ・平成17年度より関東地方整備局において試行。
- ・平成20年度中に、全ての整備局等で設置。



6

土木工事設計変更ガイドライン(ルール of 明確化)

■ 作成の背景

- 各発注担当者等が設計変更の課題と留意点について十分理解することが必要。(設計変更に係る諸問題)
- 条件明示が不十分、一式計上の事項、設計図書、設計変更範囲が不明確等、受発注者間に認識の相違有り

■ 掲載内容

■ 設計変更が可能なケース

- ・予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地を確認された場合
- ・請負者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ・「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

等

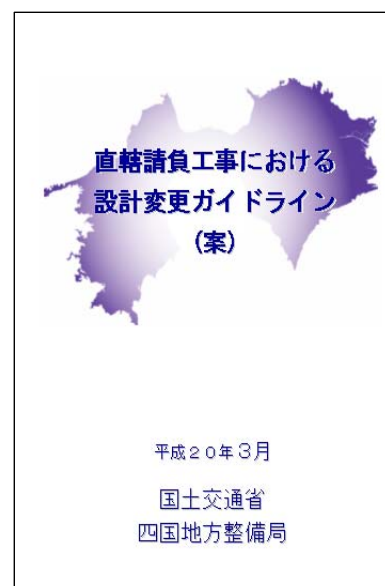
■ 設計変更が不可能なケース

- ・請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ・協議の回答がない時点で施工を実施した場合

等

■ その他

変更手続きフロー、設計変更の考え方 等



7

工事一時中止に係るガイドライン(ルールの明確化)

■ 作成の背景

- ・ 一部の工事で協議等が未了な場合でもやむを得ず条件明示を行い発注
- ・ 工事の一時中止の指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているという意見
- ・ 一時中止に係るルールを明確にすることにより、適正な対応を促進

■ 掲載内容

■ 工事中止に係る基本的な流れ(基本フロー)

■ 発注者の中止指示の義務

請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合

■ 中止の指示・通知

中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知。

■ 工事現場管理に関する基本計画書の作成

■ 請負代金額又は工期の変更

■ 増加費用の考え方

工事一時中止に係るガイドライン (案)

平成20年9月

四国地方整備局

8

◆ 評価と今後の対応【ワンデーレスポンス】

四国地方整備局アンケート結果を受けて

◆「**工程管理の適正化**」には大きな効果があると考えられ、結果的に品質向上、利益率向上に寄与できる。

◆「**良かった**」「**今後も継続してほしい**」という意見が多い。

→H21年度より、**全ての工事をワンデーレスポンスの対象**としているが、**実質形骸化してきている**という業界からの意見もあり。

→趣旨を十分認識いただき、今後とも**適切な対応をお願いしたい**。

◆「**発注担当課を含めた取り組みとしてほしい**」という意見が多い。

→現場だけでなく、発注担当課もワンデーレスポンスの趣旨を認識し、**組織一体として取り組むこと**。

◆「**書類作成に時間を要する**」という意見が多い。

→原則、既存図面に手書きとするなど、**既存資料の活用を徹底**すること。

9

◆評価と今後の対応【設計施工調整会議】

四国地方整備局アンケート結果を受けて

- ①施工者側に、円滑施工のための情報が增加する。また、設計者側にも、「重大な瑕疵の回避」、「技術力向上」などメリットがあると考えられる。
- ②「実施して良かった」という意見が多いが、未だ「3者会議として」実施していない工事が70%以上ある。
→「設計思想の伝達及び情報共有」が目的であるので、設計成果に基づき発注した工事については**原則全て実施**のこと。
- ③「書類作成に時間を要する」との意見が多い。
→原則既存図面に手書きとするなど、**既存資料の活用を徹底**すること。
- ④「発注者は現場の状況を把握しておいてほしい」という意見が多い。
→「**現場で設計施工調整会議を開催する**」という方法もある。効率的に実施できるよう工夫すること。

10

◆評価と今後の対応【設計変更協議会】

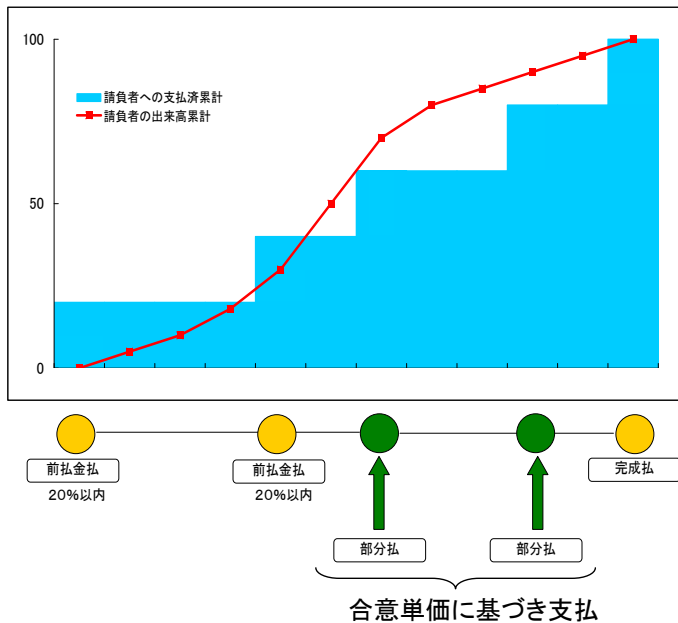
四国地方整備局アンケート結果を受けて

- ①受発注者のコミュニケーション向上、設計変更手続きの透明化に寄与できる。
- ②「良かった」「今後も継続してほしい」という意見が多いが、「設計変更協議会を実施(予定含む)した」という工事は全体の30%しかなく、未だ本取り組みが浸透していない状況。
→**基本的に全ての工事を対象**として、積極的に実施を図ること。
- ③「書類作成に時間を要する」という意見が多い。
→原則既存図面に手書きとするなど、**既存資料の活用を徹底**すること。
- ④「発注者は現場の状況を把握しておいてほしい」という意見が多い。
→「**現場で設計変更会議を開催する**」という方法もある。効率的に実施できるよう工夫すること。

11

出来高部分払方式及び総価契約単価合意方式の大幅な拡大

キャッシュフローの適切な確保のために、「出来高部分払い方式」を選択しやすい環境整備
 そのための施策のひとつとして、「総価契約単価合意方式」を本格導入



※あわせて、検査の効率化を図る

出来高部分払い方式とは（請負者選択制）

出来高に応じた部分払を行う工事については、請負代金額の40%以内を前払金として分割で支払い、請負者の請求により、出来高に応じた部分払を支払うことができる

+

総価契約単価合意方式とは

工事請負契約における甲乙の双務性の観点から、変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うため、工事の細別毎の単価について、総価契約の内訳として前もって協議・合意しておくことにより、円滑な契約変更を行うもの。

「施工プロセスを通じた検査」の見直しの方向性（イメージ）

